

ご意見の募集について

～ JP ドメイン名の公共性の担保における JPNIC の評価の客観性向上関連 ～

2012 年 5 月 23 日

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

まえがき

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（以下、JPNIC）は、株式会社日本レジストリサービス（以下、JPRS）と JPNIC が 2002 年 1 月に締結した JP ドメイン名登録管理業務移管契約（以下、移管契約）における JP ドメイン名の公共性の担保につき、移管契約第 13 条（JPRS の責任）を中心に改善すべき点があれば自主的に見直すことで、日本のインターネットの発展に寄与していくように従前から検討してきました。

その結果、移管契約第 13 条各項で規定される JPRS の責任事項に対する違反の有無の評価に関して客観性を高めることが望ましいとの結論を得たため、その具体的推進を目的として、「移管契約第 13 条検討委員会」（以下、検討委員会）を 2011 年 9 月 8 日に設置しました。検討委員会は、上の評価のための具体的な評価基準を提言すること、および「有識者評価委員会」の人選基準を提言することなどを目的としています。有識者評価委員会は、検討委員会の提言に基づき JPNIC 理事会が決定した評価基準を用いて、JPRS の実績を評価して JPNIC 理事会に結果を報告することを目的としています。

このたび、検討委員会で「移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準（案）」および「有識者評価委員会委員に関する人選基準（案）」がまとまりましたので、JPNIC として広くお知らせするとともに、下記の「ご意見募集要項」に従い皆様のご意見を募集することにしたしました。

皆様におかれましては、下記の背景と留意事項をご理解の上で、ご意見の提出についてご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

背景

2002 年 1 月に、JPNIC は、JP ドメイン名登録管理業務（以下、当該業務）を JPRS に移管するため、移管契約を JPRS と締結し、2002 年 4 月に当該業務を同社に移管しました。JPRS は当該業務を遂行するために、グローバルなインターネットの管理に責任を持つ民間団体 ICANN との間で ccTLD スポンサー契約（以下、スポンサー契約）を 2002 年 2 月に締結しました。この結果、JPRS は移管契約及び ccTLD スポンサー契約に基づいて当該業務を遂

行しています。

JPNIC では、当該業務が公共性を持つことに鑑み、移管を行った以降も継続的に移管契約に定める公共性の担保に係る評価を行うとともに、その評価がより適切に行なわれるような改善の必要性を検討して参りました。具体的には、移管契約第 13 条の JPRS の責任の評価に関する客観性を高める必要性を認識し、今回の検討委員会の設置に至りました。

なお、2010 年、日本インターネットドメイン名協議会が、日本における IDN ccTLD 「.日本」の管理運営事業者として JPRS を選定し、その後の検討を経て、「.日本」ドメイン名における公共性の担保と監視について、既に JP ドメイン名の公共性担保の実績がある JPNIC に任されることになりました。したがって、「.日本」のサービスが提供されることとなった場合には、今回の「.JP」の検討結果としての移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準及び有識者評価委員会の仕組みを適用する予定です。

留意事項

ご意見の提出にあたっては、上記の背景のご理解に加えて、次の諸点に留意してください。

- A : 第 13 条検討委員会と有識者評価委員会は、JPNIC の機関として理事会の諮問に基づき検討または評価を行う役割を担っています。
- B : 「JP ドメイン名の公共性の担保」は、移管契約の第 13 条及び第 14 条に定められた内容を指すものです。
- C : 評価基準の対象は、第 13 条 1～14 項に規定されている内容のうちで「当該業務のオペレーションの中で具体的・客観的に違反の有無を指摘できるもの」としていません。これには、同条の 1,2,4,5,6,7,8,9,10 項が該当します。

意見募集要項

意見募集の対象は下記の 2 つの文書です。後述の方法等に留意して提出してください。

➤ 意見募集の対象

「移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準(案)」

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20120523/evaluation-criteria.pdf>

「有識者評価委員会委員に関する人選基準(案)」

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20120523/selection-criteria.pdf>

[参考資料]

JP ドメイン名登録管理業務移管契約

http://jprs.co.jp/doc/redelegation/transfer_j.html

JP ドメイン名諮問委員会

<http://jprs.jp/advisory/>

JP ドメイン名紛争処理方針

<http://www.nic.ad.jp/ja/drp/index.html>

ccTLD スポンサー契約(.JP)

http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_e.html (英語原文)

http://jprs.co.jp/doc/redelegation/sponsorship2_j.html (日本語参考訳)

ICANN ccNSO (Country Code Names Supporting Organization)

<http://ccnso.icann.org/>

<http://www.nic.ad.jp/ja/basics/terms/ccNSO.html>

移管契約第 13 条検討委員会関連

移管契約第 13 条検討委員会 Web ページ

<http://www.nic.ad.jp/ja/profile/com/2011.html#transfer-com>

JP ドメイン名登録管理業務移管契約第 13 条を検討する委員会の設置について

<http://www.nic.ad.jp/ja/topics/2011/20110908-01.html>

委員意見に対する JPNIC の考え方

第 2 回会合に関する委員の意見と JPNIC の考え方

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20111206/shiryoku5.pdf>

第 13 条検討委員会第 3 回会合 委員意見に関する JPNIC の考え方

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20111227/shiryoku2.pdf>

第 4 回会合の委員からの意見に対する JPNIC の考え方

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20120221/shiryoku2.pdf>

第 5 回会合の意見募集文書群に対する委員意見と JPNIC の考え方

<http://www.nic.ad.jp/ja/materials/com/transfer/20120508/comment-table.pdf>

➤ 意見提出の形式

自由形式 (特に指定しません)

➤ 意見提出の手段

電子メールで comment-art13@nic.ad.jp に送付

(テキストで本文貼り付け、またはファイル(MSWord あるいは PDF)添付)

- 意見提出の受付期限
2012 年 6 月 18 日(月) 18:00

- 注意事項
 - ◇ 提出元に関して、以下の事項の明記をお願いいたします。
 - 組織の場合は組織名と本件に関する責任者の氏名、個人の場合は氏名
 - 住所
 - 連絡先メールアドレス、または電話番号
 - ◇ 受領した個人情報については、本意見募集以外の目的に使用いたしません。
 - ◇ 提出された主なご意見に対する回答は、項目毎にまとめて公表いたします。
なお、公表に際しては、組織名や個人名は公開いたしません。

問い合わせ先

JPNIC 事務局 移管契約第 13 条検討委員会担当
comment-art13@nic.ad.jp

以上